

第1回研究開発法人における業務運営の課題に関する検討会  
(検討概要)

1. 日時 平成29年9月26日(火) 15:27~16:36
2. 場所 総務省中央合同庁舎第2号館11階会議室
3. 出席者 有川博委員(日本大学)、尾道一哉委員(味の素株式会社)  
檜谷隆夫委員(公認会計士・税理士)、小林直人委員(早稲田大学)  
柳審議官、星野参事官(以上、内閣府)  
堀江審議官、石田管理官(以上、総務省)

4. 検討概要

①経営努力認定制度<sup>※1</sup>の概要、及び②研究開発法人<sup>※2</sup>における経営努力認定に関する課題認識について、内閣府及び総務省から説明が行われた後、出席者の間で質疑応答を行った。質疑応答で出された以下の指摘を踏まえ、次回引き続き検討することとなった。

- 経営努力認定制度は、平成25年の閣議決定を受けて制度改正が行われたが、その制度改正を経ても改善が十分でない部分がどこなのか整理が必要。
- 独立行政法人制度の趣旨を踏まえれば、利益だけでなく、目標の達成度など様々な項目で評価することが必要。
- 国立大学法人における経営努力認定の状況についても確認が必要。
- 研究開発法人は、民間企業ではできない研究開発を担当している研究所であり、日本発で世界に打って出るような技術を育てるためには、幅広く経営努力認定が行われるようにすべき。

## 【参考】

### ※1 経営努力認定制度の概要

独立行政法人において各事業年度に生じた利益は、通常、積立金として積み立てられ、中（長）期目標期間終了後に国庫に納付されるが、法人の主体的な経営努力を促進するインセンティブが機能するよう、経営努力から生じた利益と認められる分（主務大臣が財務大臣との協議を経て承認）については、法人が目的積立金として計上し、中（長）期計画に定めた使途の範囲で、翌年度以降に使用することができる。

### ※2 研究開発法人

独立行政法人のうち、研究開発等に係る業務を行う法人

以上